

安城市地域福祉計画策定協議会委員選考審査要領

1 審査員

福祉部長、福祉部次長、社会福祉課長の3名

2 一次選考（書類審査）について

（1）作文の審査項目

- ①内容は、テーマに沿ったものになっているか
- ②意見が簡潔に書かれており、読みやすいものとなっているか
- ③批判的ではなく、建設的、発展的な内容で書かれているか
- ④安城市の地域福祉を捉えた内容となっているか

（2）採点基準

採点は1～5点で評価する（最高点60点、最低点12点）

- 5：大変優れている
- 4：優れている
- 3：普通
- 2：劣っている
- 1：大変劣っている

（3）一次選考（書類審査）の合否の判定

募集人員の3倍を超える応募があった場合（7人以上）は、次の要件を満たす場合にかぎり落選とする

- ・3人の審査員の合計が35点以下の者（項目平均3点未満）

3 二次選考（面接審査）について

（1）面接の流れ

- ①申込み時に提出された作文について5分程度発表してもらい、その後、審査員からの質問事項に対し返答してもらう
- ②一人あたりの面接時間は全体で15分程度とする

(2) 審査項目

- ①積極性はあるか
- ②協調性はあるか
- ③問題意識を持っているか
- ④質問に対する的確に、簡潔に答えているか
- ⑤感情的ではなく、理論的な話し方ができているか
- ⑥市民公募委員としての自覚を持ち、その役割を理解しているか

(3) 採点基準

採点は1～5点で評価する（最高点90点、最低点18点）

- 5：大変優れている
- 4：優れている
- 3：普通
- 2：劣っている
- 1：大変劣っている

4 合否の判定

書類及び面接における各審査員の合計点の高い者から2名を選出する。
ただし面接の点数が53点以下（項目平均3点未満）の者は選考しない。
なお、点数が同数となった場合は、面接の点数が高い者を上位とする。
面接の点数も同数の場合は、他の審議会への参加数が少ない者を上位とする。
それも同数の場合は、審査員の合議で順位を決定する。